

業 務 仕 様 書

1 件名

2025 年度中国での愛媛県プロモーション委託業務

2 委託者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

3 委託期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日まで

4 業務目的

中国からの訪日旅行の本格的回復を見据え、訪日旅行動向等に関する情報収集や、上海ー松山便の利用が見込める地域の中国現地旅行会社および同地域からの個人旅行者(F I T)に対する愛媛県観光情報等のプロモーション活動を実施することにより、本県の認知度向上及び誘客に繋げる。

5 業務の内容

(1) 情報収集・報告

訪日旅行商品を造成する中国の旅行会社等への訪問やセールスコールを毎月 10 社以上実施し、日中航空路線の状況及び訪日観光動向等について、毎月、報告書を提出すること。訪問やコンタクトが可能な旅行会社の数、旅行社名とその会社概要、及び報告可能な情報内容について、可能な限り企画書に記載すること。

(2) 旅行会社向けプロモーション

中国国内の旅行会社に対して、愛媛県の観光情報をPRし、誘客へつなげる観光セミナーを1回以上開催すること。開催場所、参加社数、候補旅行社及びその理由、開催時期、セミナー当日のタイムスケジュールや内容について、企画書に記載すること。会場費や運営に係る費用のほか、効果的なPRのために必要な経費は、項目ごとに分けて全て見積もりに含めること。

(3) 個人旅行者向けプロモーション

愛媛県への旅行に関心の高いF I Tに対して、魅力的な観光地やルートを紹介するために、中国SNSのWe i b oにおける愛媛県公式アカウントを管理し、月に4回以上定期的に記事を作成、発信すること。なお、媒体、効果見込み数値、掲載内容、発信回数について、企画書に記載すること。

また、We b ・ S N S 上から愛媛県に関する話題（ネガティブ面も含む）・関心を分析した上で各種プロモーションを展開すること。また毎月その分析結果を協議会に共有すること。

(4) 旅行会社招請

旅行会社からの要望に応じて、本県を含む旅行商品造成に繋げるため、愛媛県への視察ツアーを行うこと。招請回数や招請する人数のほか、招請に必要な経費は全て見積もりに含めること。

(5) その他

ア 愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会が中国で実施するその他業務に

協力すること（上海及びその周辺への出張同行等3回程度を想定）。

- イ その他、本仕様に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い提案があれば予算額の範囲内で提案すること。

(7) 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、協議会と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・感染症や天災、その他経済情勢の激変等により、本業務の一部、または全部が中止となった場合は、別途、変更契約を締結することで、協議会が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする（ただし、契約限度額内とする）。
- ・上海－松山国際路線の回復状況次第で、旅行会社向けの商談会を追加的に実施する場合がある。
- ・委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。

(8) その他

- ・本仕様書に規定するところにより、受託者が協議会に引き渡すべき成果品は、協議会の所有とする。
- ・協議会は成果品を公表することができる。この協議会の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- ・業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。委託者又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を企画書に明記の上、事前に書面にて報告し、協議会が承諾した場合は、この限りではない。
- ・委託業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、成果品及び証拠書類を添えて定められた期日までに提出すること。
- ・本業務に係る経理については、他の業務と明確に区別するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- ・本仕様に記載のない事項については、その都度、協議会と受託者が協議して決定すること。

6 成果品

(1) 提出物

- ・実績報告書（A4判） 紙媒体および電子媒体各1部

・その他、本業務実施により完成したもの

(2) 提出場所

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課

(3) 提出期限

2026年3月31日

7 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。